

# 岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスC）実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号ロ及び岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第4条第1項第1号イ（エ）に規定する第1号通所事業のうち、保健及び医療の専門職が短期間において提供するサービスに係る事業（以下「通所型サービスC」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （実施主体）

第2条 通所型サービスCの実施主体は、岩倉市とする。ただし、通所型サービスCの一部を適切な事業の実施ができると認められる者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

## （基本方針）

第3条 通所型サービスCは、通所型サービスCを利用する者（以下「利用者」という。）の生活機能障害を生活支援が必要でないと認められる状態にまで改善させることを目的として実施しなければならない。

## （事業内容）

第4条 通所型サービスCの内容は、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士又は歯科衛生士による個別計画の作成、当該個別計画に基づく動作訓練等の実施その他利用者の生活機能障害を生活支援が必要でないと認められる状態にまで改善させるために必要と認められる事項に関するサービスを提供することとする。

## （実施場所及び実施施設基準）

第5条 実施場所及び設置基準については、次のとおりとする。

- (1) 介護予防の目的から、徒歩で参加する利用者の存在を考慮し、岩倉市内において実施するものとする。
- (2) 通所型サービスCを実施する部屋の広さは、30平方メートル以上とし、個別相談にも対応できるスペースが確保できるものとする。

## （対象者）

第6条 通所型サービスCの対象となるものは、岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条に定める者とする。

(利用期間)

第7条 通所型サービスCの利用期間は、3月から6月まで（運動器の機能向上事業は週1回で12回1クール、口腔機能向上事業は2週間に1回で7回1クール）とする。

(送迎)

第8条 委託事業者が実施する通所型サービスCの利用者の送迎については、委託事業者が行うものとする。

(利用者負担)

第9条 委託事業者が実施する通所型サービスCについては、利用者は費用の一部を岩倉市に支払うものとする。ただし、市が直接実施する通所型サービスCについては、無料とする。

2 委託事業者が実施する通所型サービスCについての利用者負担額は、1回につき300円とする。

3 通所型サービスCの利用は、1クール12回を原則とする。

(費用支弁)

第10条 市長は、委託事業者から通所型サービスCに要した費用の請求があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、委託事業者に当該費用を支弁するものとする。

(事故防止)

第11条 通所型サービスCの実施に当たっては、安全にサービスを提供するために事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 通所型サービスCの実施に当たっては、必要に応じて地域包括支援センターその他の関係機関と密接に連携を図らなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。